

令和4年度田村市教育・保育施設利用案内

田村市保健福祉部 こども未来課 こども育成係

住 所：〒963-4393 田村市船引町船引字畑添76番地2

電 話：0247-82-1000（直通）

F A X：0247-82-4555

E-mail：kodomo@city.tamura.lg.jp



◎受付期間 令和3年10月11日（月）～令和3年11月12日（金）

※土日・祝日を除く 8時30分～17時15分

◆募集施設について

公立	施設	定員	対象	問い合わせ
幼稚園	滝根幼稚園	60人	4～5歳児	☎78-3636
	大越こども園	90人		☎68-3555
	都路こども園	40人		☎75-3121
	常葉幼稚園	120人		☎77-2096
	芦沢幼稚園	30人		☎82-1035
	船引南幼稚園	30人		☎85-2008
	緑幼稚園	30人		☎86-2021
	瀬川幼稚園（※休園中）	30人		☎84-2218
	要田幼稚園（※休園中）	30人		☎62-2433
保育所	滝根保育所	60人	6ヵ月～3歳児	☎78-2011
	常葉保育所	90人		☎77-2153
	都路こども園	30人		☎75-3121
	大越こども園	60人		☎68-3555

※幼稚園について

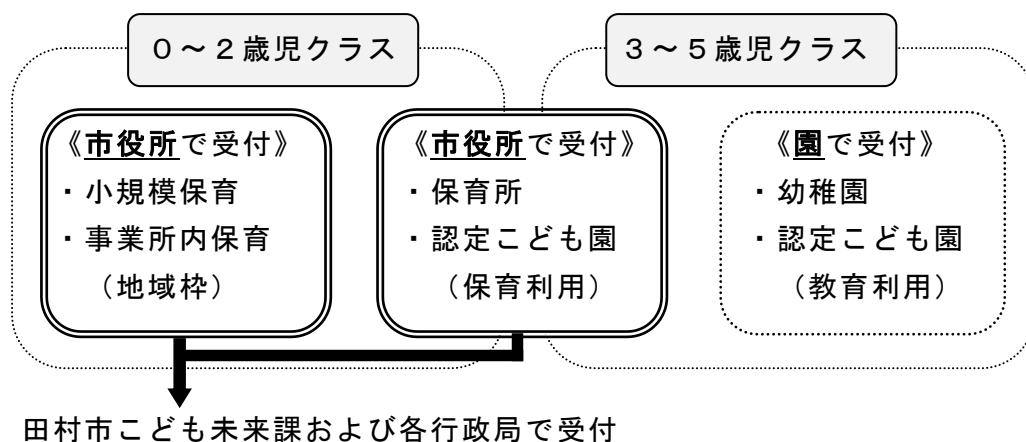
- ・令和3年度休園中の幼稚園は、入園希望者が5人に満たない場合、引き続き休園します。
- ・また、現在開園中の幼稚園も新入園希望者を含め、園児が5人に満たない場合は休園します。

私立	施設	定員	対象	問い合わせ
保育所	※（仮）船引保育所	150人	6ヵ月～5歳児	☎82-0247
認定こども園	認定こども園わかくさ	300人	6ヵ月～ 小学校就学前	☎82-4111
事業所内保育	どんぐり保育園（地域枠）	5人	～2歳児	☎81-2561
小規模保育	たんぽぽ保育園	18人	～2歳児	☎82-0411
	ひまわり保育園	19人		☎82-5562
	実り保育園	10人		☎82-4839

※（仮）船引保育所の運営について

令和4年度以降について、公立保育所としての運営を終了し、現在整備中の私立保育所（公益財団法人星総合病院）にて新たに運営します。

◆受付窓口について



令和4年度の年齢別クラスは次のとおりです。

クラス(実施年齢)	生年月日
0歳児	令和3年(2021年)4月2日～
1歳児	令和2年(2020年)4月2日～令和3年(2021年)4月1日
2歳児	平成31年(2019年)4月2日～令和2年(2020年)4月1日
3歳児	平成30年(2018年)4月2日～平成31年(2019年)4月1日
4歳児	平成29年(2017年)4月2日～平成30年(2018年)4月1日
5歳児	平成28年(2016年)4月2日～平成29年(2017年)4月1日

◆申込受付について

1 幼稚園・認定こども園(教育利用)について

【対象施設】

公立幼稚園、私立認定こども園(教育利用)

【受付窓口】

各公立幼稚園、私立認定こども園

【必要書類】

教育・保育給付認定申請書

入園願書

※認定こども園わかくさを希望する場合は、「入園申込書(独自様式)」

個人番号提供書

※受付時に、保護者の個人番号(マイナンバー)確認と本人確認を行いますので、個人番号確認書類(個人番号カード等)と身元確認書類(運転免許証等)をお持ちください

2 保育所・認定こども園（保育利用）について

【対象施設】

公立保育所、私立保育所、私立認定こども園（保育利用）、
事業所内保育施設、小規模保育施設

【受付窓口】

田村市こども未来課及び各行政局

【必要書類】

□教育・保育給付認定申請書

※個人番号（マイナンバー）の記入が必須となります

※利用を希望する施設について、第3希望までご記入ください

□保育所入所申込書

※認定こども園わかくさを希望する場合は、「**入園申込書（独自様式）**」

□保育の必要性を証明するために必要な書類（下記、一覧）

※児童の父母および65歳未満（入所日現在の年齢）の同居親族のものが
必要です（世帯が別でも同一敷地に居住の場合、証明が必要）

※自営業、農業の場合は、備考欄に地区の民生委員の証明が必要です

※同時に複数（きょうだい分）申し込みの場合は、コピー利用可能です

保育を必要とする事由		必要な書類	備 考
就 労	会社員	就労証明書	育児休業明け入所希望の場合、育児休業取得期間が明記された証明書が必要 地区民生委員からの証明が必要
	産休・育休中		
	農業・自営業		
妊娠中・出産		出産（予定）児童の母子手帳の写し	表紙と出産（予定）日がわかる部分
保護者の疾病・障害		診断書	
同居親族の介護・看護		介護・看護を受ける人の診断書	
求職活動		就労予定申立書	
就学		在学証明書	

□個人番号提供書

※受付時に、保護者の個人番号（マイナンバー）確認と本人確認を行います
ので、個人番号確認書類（個人番号カード等）と身元確認書類（運転免許
証等）をお持ちください

□保育料の決定に必要な書類（※該当する場合）

※家族に障害者がいる場合は、障害者手帳の写し

※未申告などの理由により情報連携を使用して課税情報を得られなかった
場合は、住民税課税額証明書の提出が必要です

□転入手続きに関する誓約書（※該当する場合）

※現在市外居住で、入所希望月の1日までに転入予定の場合に必要です

◆その他

1 利用期間について

保育所を利用できる期間は、保育を必要とする事由により異なります（下表参照）

保育を必要とする事由	保育の実施期間
就労	雇用の定めがある場合には、その期間
妊娠・出産	出産予定日の8週間前から出産後8週間まで
保護者の疾病・障害	病状等が回復するまで
同居親族の介護・看護	病状等が回復するまで
災害	災害の復旧に必要な期間
求職活動	3か月間（期間内に就労証明書等を提出できれば期間延長可能）

2 保育時間について

【保育標準時間と保育短時間について】

- ・ 保育時間は、**就労証明による勤務時間に通勤時間を合わせた時間**となります
- ・ 保護者の就労等の状況に応じ、保育施設の利用時間が「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます

利用時間の区分		保護者の就労時間	保育施設利用時間
保育標準時間	保護者のいずれもがフルタイム就労	1月あたり120時間以上	1日11時間までの利用
保育短時間	保護者のいずれかがパートタイム就労	1月あたり64時間以上 120時間未満	1日 8時間までの利用

■保育標準時間 : 午前7時30分 から 午後6時30分 までの11時間

■保育短時間 : 午前8時00分 から 午後4時00分 までの 8時間

※保育必要理由が「求職活動」の方は、保育短時間認定となります

その後就労された場合は、保育時間の利用区分を変更することができます

※事情がある場合、午後7時まで延長保育が可能です（月曜日～金曜日）

延長保育料《月額》2,000円、《日額》100円

※日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）はお休みです

3 保育料について

- ・ 児童の父母の市民税所得割課税額によって階層判定を行い、田村市利用者負担額徴収規則に基づき保育料を決定します。
- ・ 保育所・幼稚園等に2人以上の子どもが入所している場合、保育料が、入所児童の2人目は半額、3人目以降は無料となります。
- ・ また、令和3年4月1日より、保護者が扶養している子どもが3人以上いる世帯の子どものうち、3人目以降の3歳未満の子どもについて、保育料が無料となります。（適用にあたり、「保育料軽減申請書（多子軽減用）」の提出が必要です）
- ・ その他、施設により教材費、保護者会など保育料以外の費用が発生する場合があります。詳しくは各施設にお問い合わせください。

4 給食について

年齢	費用について
0～2歳	給食費は保育料に含まれます
3～5歳	給食費は保育料とは別に負担となります



※月額4,800円を上限に、市からの助成があります

5 入所決定までの流れについて

- ・ 保育所の内定通知・保留通知は、**令和4年1月中**に送付予定です。
- ・ 入所承諾通知書および保育料決定通知書は、**令和4年3月中**に送付予定です。
- ・ 保育所への入所決定は、書類審査等により保育の必要性の状況等を総合的に判断し、必要性の程度の高い方を優先します。**申し込みの受付順ではありません。**

6 注意事項について

【申込受付時に関して】

- ・ 受付できるのは、**令和4年4月～9月入所予定分**のみとなります。
- ・ **令和4年10月以降入所予定分**については令和4年4月以降の随時受付となるため、令和3年度中は書類を受付することができません。
- ・ 令和3年度中に申し込みを行い、入所できなかった方（現在待機となっている方を含む）も、新たに申し込みが必要です。
- ・ 転所を希望する方も、申し込みが必要です。
- ・ 心身の発達に不安がある場合や、食物アレルギー、継続的な服薬が必要な場合など、受入れ体制を考慮する必要がありますので、申込時に必ずお申し出ください。

【入所決定以降に関して】

- ・ 入所後に勤務先を変更した場合は、その都度「就労証明書」を提出してください。
- ・ 「求職活動」を理由として入所した場合、入所期間は3ヵ月間となり、定められた期間内に就労証明書を提出できない場合は「退所」となります。
- ・ 入所後は、保育の適正利用の観点から、世帯の就労状況を把握するため、6月頃に「教育・保育給付認定現況届」と併せて就労証明書を提出していただきます。